

会 議 録

会議の名称	第1回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	令和8年5月14日(木) 13時30分～14時00分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第2会議室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人(報道機関 1人)
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 湯村 しおり(会長職務代理者) 瀬口 小百合 田中 雅美 三宅 順子
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 水崎 万美子 同 主査 内野 明 同 担当 吉光 利恵
会議次第	1 議事 ① 保有個人情報の取扱いについて(報告) ② 個人情報取扱事務の届出について(報告) ③ 個人情報ファイル簿について(報告) ④ 令和7年度運用状況について(報告)
会議の概要	1 議事 ① 保有個人情報の取扱いについて報告した。 ② 個人情報取扱事務の届出について報告した。 ③ 個人情報ファイル簿について報告した。 ④ 令和7年度の運用状況について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①保有個人情報の取扱いについて、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	生涯学習課が市民課から情報提供を受けている目的外利用の件で、利用の方法の欄が「電磁的記録媒体等」と「ハガキ」となっているが、「等」の部分はどのような媒体をさしているのか。
事務局	原課からの報告書上では読み取れない為、原課に確認を行い、後日回答を行う。
委員	「ハガキ」とは別に「電磁的記録等」を渡しているようだが、これは全く同じ情報になるのか。
事務局	恐らく同じ情報だと思われるが、こちらも併せて確認をさせていただきたい。

委員	<p>同じ情報であった場合、重複して情報を渡す必要はないと考える。ハガキの場合は、発送すれば情報としては手元に残らないが、電磁的記録の場合、事務が終わった後、その情報はどうしているのか。</p> <p>ハガキとは別の電磁的記録の情報を留めておく必要があるのかが気がりだが、いかがか。</p>
事務局	<p>一般的な話にはなるが、ハガキで送った後、ハガキが届いていない等の市民からの問い合わせに対応するため、Excel等の表で管理をしているということも想定される。</p> <p>今回のケースの取扱いに関しては、原課に確認をさせていただく。</p>
委員	<p>事務終了後、提供を受けた電磁的記録がその後どうなっているのかも併せて確認をしてほしい。</p>
会長	<p>他に質問や意見はないか。</p>
委員全員	<p><なし></p>
会長	<p>議事②個人情報取扱事務の届出について、事務局より報告を。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>質問や意見はないか。</p>
委員	<p>サン・アビリティーズおおむた運営事務は何故廃止になったのか。</p>
事務局	<p>サン・アビリティーズおおむたは手鎌にあった施設だが、運営が終了したため、事務が廃止になっている。</p>
会長	<p>他に質問や意見はないか。</p>
委員全員	<p><なし></p>
会長	<p>議事③個人情報ファイル簿の届出について、事務局より報告を。</p>
事務局	<p>(資料に基づき説明)</p>
会長	<p>質問や意見はないか。</p>
委員	<p>新規の個人情報ファイル簿で「福岡県浄化槽台帳システム」が挙げられているが、こちらは新規事業という認識でよいか。</p>

事務局	今まで福岡県が保有していたシステムを市でも閲覧できるようにになったことから、市も情報を保有しているという理解でファイル簿を提出したときいている。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事④令和7年度運用状況について、事務局より報告を。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	担当課とのやりとりの記録の請求では開示と不開示が存在しているが、記録を残す場合と残さない場合の運用基準等はあるのか。
事務局	基本的に相談があった場合に、録音を残すようなことはしない。 開示になったケースとしては、請求者の希望に応じて、残していたケースとなる。 不開示になったケースとしては、通常どおりの対応を行い、記録に残す必要はないと判断されたものだと認識している。
委員	録音している場合は、全て文字の書き起こしを行って開示をしているのか。
事務局	基本的に概要のみとなり、書き起こしは行っていない。
委員	録音データは出さないということか。
事務局	先程は例として録音と伝えたが、基本的に録音は行っていない。 録音ではなく、記録の概要のみを記載した文書となる。
委員	やりとりの記録の請求が多いが、全て同一人物による請求なのか、もしくは、何か特定の事件等についての複数の人物からの請求なのか。
事務局	個人情報なので詳細は答えられないが、同一人物の請求となる。
委員	○月○日に来庁したという記録は残っているが、やりとりの内容の詳細全部を記録することは難しい為、不存在の決定がなされている場合もあるという理解でよいのか。

事務局	請求者は複数の課を訪ねており、やりとりの記録を残すか否かについては、原課の判断に任せている為、決定に差異が出ている。
委員	全市民の来庁記録等は存在しないと思うが、○月○日の来庁記録として請求した場合、開示される場合もあるということか。
事務局	この請求者に関しては、来庁時に記録を残すよう強く希望されている為、このような対応となっている。
会長	他に質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	以上で審議会を終了する。